

[事案 19-27] 契約無効確認請求

- ・平成 19 年 11 月 14 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 12 月 16 日 和解成立

< 事案の概要 >

従来から加入していた契約の転換を希望していたのに、解約および新契約となっていたので、契約を取消し既払込保険料を返還して欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 7 年に、同 4 年から加入していた保険契約(旧契約 1 件)の契約転換による加入を希望し、契約転換して加入していたものと思っていた保険(新契約 3 件)が、19 年 5 月になって、契約転換ではなく、新規契約扱い(契約日はいずれも平成 7 年 7 月)となっており、しかも旧契約が平成 7 年 8 月～8 年 12 月まで保険料の長期立替手続きにより 1 年以上継続した後の、同 8 年 12 月に解約されていたことが判明した。

保険会社は、解決案として旧契約について立替えがなかったものとして、旧契約の解約時期を新契約時(同 7 年 7 月)の時点に遡り、支払済みの解約返戻金との差額を支払うことでの解決を申し出ているが、本件は、会社側の成績重視の不適正募集によるものであり受け入れることは出来ない。また、当時の営業担当者(退職済)からも「転換せず新たな保険の申込みをさせた。説明も不十分だった」との自認書をもらっている。

新契約となった 3 件の保険契約を取り消し、既払込保険料約 358 万円からすでに受領している解約返戻金約 66 万円(新契約 3 件は 19 年 7 月に解約済)を差し引いた金額を返還して欲しい。

< 保険会社の主張 >

新規契約 3 件については、以下のとおり有効と判断されることから、申立人の要求に応ずることは出来ない。一方で、旧契約について保険料を長期立替としている事実があり、営業担当者は何故そのような手続きをしたのか記憶がはっきりしないとのことだが、当時説明を十分に行わないまま手続きした可能性が高いことから、立替えはなかったものとして、新契約の加入時点における旧契約の解約返戻金と支払済みの解約返戻金の差額を支払うことでの解決を希望する。

- (1) 当時の営業担当者に事情確認したが、新契約 3 件の募集に際して、旧契約からの転換の要望があったか否かについては、10 年以上も前のことでもあり、判然としない。もっとも、新契約の募集に際しては、「ご契約のしおり - 定款・約款」を手交し、契約内容等について申立人に説明し、了解いただいたうえで正当な手続きにより契約を締結しているものと思われ、当社側が申立人の意向に沿わない形で勝手に契約したという事実はないものと判断される。
- (2) 自認書について営業担当者に確認したところ、「不正募集はしておらず署名押印する必要はなかったが、申立人が遠方からわざわざ家まで出向いてきたため、申立人が予め用意してきた書面に、不本意であったが、深く考えずに署名押印した」とのことであり、真意にもとづくものか判断することが出来かねる。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、平成 7 年～8 年当時における新契約の締結状況ならびに旧契約の保険料立替え、解約の状況について、申立人および保険会社双方から事情聴取を行い、錯

誤無効の成否等について審理を行った。

その結果、新契約自体について要素の錯誤を認めることは困難であり、申立人の主張は認められないものの、募集者が新契約（および旧契約の保険料長期立替手続き）について十分な説明をしなかったことは事実と考えられること等から、裁定審査会の見解を会社に伝え和解の斡旋を行ったところ、会社から和解案の提示があった。

裁定審査会では、同案を妥当なものと判断し、生命保険相談所規程３８条第１項にもとづき裁定書による和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ同意が得られたので、和解契約書の調印をもって円満に解決した。